

株 式 取 扱 規 則

東 京 瓦 斯 株 式 會 社

(総則)

第1条 株式および新株予約権に関する取り扱いおよびその手数料は、株式会社証券保管振替機構および証券会社、信託銀行等の口座管理機関が定めるところによるほか、本規則および執行役社長が定める株式事務運用規則（以下、「運用規則」という）による。

(株主名簿管理人)

第2条 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は運用規則に定めるとともに公告する。

(株主名簿、新株予約権原簿)

第3条 株主名簿、新株予約権原簿への記録等に関する事務、運用は運用規則に定めるものとする。

(株主確認)

第4条 株主確認に関する事務、運用は運用規則に定めるものとする。

(株主権行使)

第5条 少数株主権、株主提案権、単元未満株式の買取請求権および買増請求権等の株主権行使に関する事務、運用は運用規則に定めるものとする。

(特別口座)

第6条 特別口座株主等の本人確認その他特別口座に関する事務、運用は運用規則に定めるものとする。

(手数料)

第7条 手数料に関する事務、運用は運用規則に定めるものとする。

(改廃)

第8条 本規則の改廃は、取締役会の決議による。